（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の四」を「第二十一条の三」に、「第三章　削除　第四章　給付（第二十三条―第二十七条）」を

「第三章　給付
第一節　通則（第二十二条・第二十三条）
第二節　短期給付（第二十三条の二―第二十四条）
第三節　長期給付（第二十五条―第二十五条の十二）
第四節　給付の制限（第二十六条・第二十七条）
第四章　実施機関積立金及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用（第二十七条の二・第二十七条の三）」

に、「第五章の二」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第三十三条」を「第三十八条」に改め、「第七章　削除」を削り、「第六十六条」を「第六十五条」に、「第六十六条の二」を「第六十六条」に改める。

第一条中「給料」を「報酬」に改め、「「組合」」の下に「、「厚生年金保険給付組合積立金」、「退職等年金給付組合積立金」を加え、「災害給付積立金」、「長期給付積立金」、「国の組合」、「受給権者」、「地方公共団体の長」を「厚生年金保険給付調整積立金」、「退職等年金給付調整積立金」、「受給権者」、「標準期末手当等の額」、「短期給付」、「標準報酬の月額」若しくは「標準報酬の日額」、「国の組合」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「掛金等」、「継続長期組合員」に改め、「「団体職員」若しくは「団体組合員」」を削り、「「特定共済組合」を「若しくは「特定共済組合」に改め、「「警察職員」若しくは「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」」及び「、「障害共済年金」若しくは「遺族共済年金」」を削り、「国の旧法」若しくは「国の新法」を「国の新法」、「国の旧法」に改め、「、「国の旧長期組合員」」を削り、「地方公務員等共済組合法（」の下に「昭和三十七年法律第百五十二号。」を、「第三条第一項」の下に「、第二十四条、第二十四条の二」を加え、「、第三十六条第一項」を削り、「第四十条第二項ただし書、第四十三条第一項、第百条」を「第三十八条の八の二第一項、第四十二条第一項、第四十四条第一項、第五十四条の二、第五十七条第一項第二号、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第百十四条第一項、第百四十条第二項」に改め、「、第百四十四条の三第一項若しくは第三項」を削り、「、附則第十八条第一項」を「若しくは附則第十八条第一項」に改め、「、附則第二十八条の四第一項若しくは附則第二十八条の七第四項」を削り、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（」の下に「昭和三十七年法律第百五十三号。」を加え、「第四号の二」を削り、「第三十五号の二から第三十七号まで、第三十九号」に改め、「、組合」の下に「、厚生年金保険給付組合積立金、退職等年金給付組合積立金」を加え、「災害給付積立金、長期給付積立金、国の組合、受給権者、地方公共団体の長」を「厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金、受給権者、標準期末手当等の額、短期給付、標準報酬の月額若しくは標準報酬の日額、国の組合、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、掛金等、継続長期組合員」に改め、「、団体職員若しくは団体組合員」を削り、「、特定共済組合」を「若しくは特定共済組合」に改め、「、警察職員若しくは特例継続組合員若しくは特例継続掛金」及び「、障害共済年金若しくは遺族共済年金」を削り、「国の旧長期組合員」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条　（報酬）

法第二条第一項第五号に規定する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、次に掲げる手当とする。

一　特定任期付職員業績手当
二　任期付研究員業績手当
三　災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）
四　退職手当
五　三月を超える期間ごとに支給される手当（前各号に掲げる手当を除く。）

2　法第二条第一項第五号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員に係る同条第一項に規定する給料（以下「給料」という。）及び報酬に含まれる同条第二項に規定する手当（以下「報酬に含まれる手当」という。）に準ずるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める報酬又は給与のうち同条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

一　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条（地方公営企業等の労働関係に関する法律第十七条第一項及び附則第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員　地方公営企業法第三十八条第一項に規定する給与

二　特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員　同法第四十八条第一項に規定する報酬

三　特定地方独立行政法人の職員　地方独立行政法人法第五十一条第一項に規定する給与

四　第二条第三号に掲げる者　外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第七条に規定する給与

五　第二条第四号の二に掲げる者　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第三項に規定する報酬及び同法第六条第二項に規定する給与

六　第二条第五号に掲げる者　地方自治法第二百三条の二第一項に規定する報酬

第五条の二第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、「特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当」を「前条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる手当」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第二条第一項第六号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる同条第二項に規定する手当（以下「期末手当等に含まれる手当」という。）に準ずるものとして政令で定めるものは、前条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる職員の区分に応じ、当該各号（第六号を除く。）に定める報酬又は給与のうち同法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

第十一条中「従い」を「応じ」に、「掲げる組合会」を「定める組合会」に改める。

第十五条の見出しを「（厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立て）」に改め、同条中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合」を、「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「主務省令で定めるところにより、毎事業年度の末日において、当該組合の当該事業年度における長期給付（」を「毎事業年度、当該組合の厚生年金保険給付（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金（第二十一条の二第一項及び第三十条の五において「厚生年金拠出金」という。）及び」に、「第九十四条の二第一項」を「第九十四条の二第二項」に改め、「の負担」を削り、「以下この条及び第二十一条の二」を「次項及び次条第一項」に、「業務上の余裕金を、長期給付に充てるべき積立金」を「経理において損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を厚生年金保険給付組合積立金」に、「積み立てなければならない」を「積み立てるものとする」に改め、同条に次の三項を加える。

2　組合は、毎事業年度、当該組合の厚生年金保険給付に係る経理において損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の厚生年金保険給付組合積立金を取り崩すものとする。

3　組合は、毎事業年度、当該組合の退職等年金給付に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を退職等年金給付組合積立金として積み立てるものとする。

4　組合は、毎事業年度、当該組合の退職等年金給付に係る経理において損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の退職等年金給付組合積立金を取り崩すものとする。